

札幌市私立地域型保育事業運営要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(平成30年 3 月26日 子ども未来局長決裁)</p> <p>改正</p> <p>平成31年 3 月29日</p> <p>令和 2 年 3 月 3 日</p> <p>令和 2 年 6 月30日</p>	<p>(平成30年 3 月26日 子ども未来局長決裁)</p> <p>改正</p> <p>平成31年 3 月29日</p> <p>令和 2 年 3 月 3 日</p> <p>令和 2 年 6 月30日</p> <p>令和 5 年 3 月31日</p>	
<p>第 1 条～第14条 (省略)</p>	<p>第 1 条～第14条 (現行のとおり)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び従業者の基準)</p> <p>第14条の 2 地域型保育事業者は、地域型保育事業所を他の社会福祉施設等と併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該社会福祉施設等の設備を当該地域型保育事業所の設備とし、又は当該社会福祉施設等の事業に従事する者を当該地域型保育事業所の従業者と兼ねさせることができる。</p>	<p>条例改正に伴う規定の新設</p>
<p>第15条～第28条 (省略)</p>	<p>第15条～第28条 (現行のとおり)</p>	
<p>(実費徴収・上乗せ徴収の受領)</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>2 地域型保育事業者は、前項の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払(実費徴収)を利用乳幼児の保護者から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円(子ども・子</p>	<p>(実費徴収・上乗せ徴収の受領)</p> <p>第29条 (現行のとおり)</p> <p>2 地域型保育事業者は、前項の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払(実費徴収)を利用乳幼児の保護者から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。)のうち、その教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)及び当該教育・保育給付認定保護者と同</p>	<p>規定整備</p>

<p>育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）未満であるものに対する副食の提供</p> <p>イ、ウ （省略）</p> <p>(5) （省略）</p>	<p>一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）未満であるものに対する副食の提供</p> <p>イ、ウ （現行のとおり）</p> <p>(5) （現行のとおり）</p>	
<p>第30条～第53条 （省略）</p>	<p>第30条～第53条 （現行のとおり）</p>	
<p>（衛生管理）</p> <p>第54条 （省略）</p> <p>2 地域型保育事業者及び職員は、地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>（衛生管理）</p> <p>第54条 （現行のとおり）</p> <p>2 地域型保育事業者及び職員は、地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>条例改正に伴う改正</p>
<p>第55条～第57条 （省略）</p>	<p>第55条～第57条 （現行のとおり）</p>	
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第57条の2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、<u>地域型保育事業所ごとに、当該地域型保育事業者の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 地域型保育事業者は、職員に対し、<u>安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	<p>条例改正に伴う規定の新設</p>

	<p>3 <u>地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>地域型保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第57条の3 <u>地域型保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域型保育事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p>	<p>条例改正に伴う規定の新設</p>
<p>第58条～第63条 (省略)</p>	<p>第58条～第63条 (現行のとおり)</p>	

(新設)	<u>(電磁的記録等)</u>	条例改正に伴
	<p data-bbox="1039 215 1966 630">第63条の2 地域型保育事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。</p> <p data-bbox="1039 638 1966 1053">2 地域型保育事業者は、この要綱の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p data-bbox="1039 1061 1966 1101">(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p data-bbox="1039 1109 1966 1244">ア 地域型保育事業所の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p data-bbox="1039 1252 1966 1468">イ 地域型保育事業所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾をする場合にあつ</p>	う規定の新設

ては、地域型保育事業所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項前段の規定により記載事項の提供を行う場合の電磁的方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 地域型保育事業者は、第2項前段の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる電磁的方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5 前3項の規定は、この要綱の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項前段中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第5項において読み替えて準用する第4項」と、「当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「その同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、同項後段中「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項前段」とあるのは「第5項において読み替えて準用する前項前段」と、「記載事項の提供を行う」とあるのは「同意を得る」と、前項中「第2項前段」とあるのは「次項において読み替えて準用する第2項前段」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と読み替えるものとする。

第64条 (省略)			第64条 (現行のとおり)			
<p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第27条～第29条の規定は、令和元年10月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>			<p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第27条～第29条の規定は、令和元年10月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第57条の3の規定は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する地域型保育事業所について、当該自動車に同条第2項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、適用しない。この場合において、地域型保育事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。</p>			
別表			別表			
区分	帳簿等	保存期間 (期間)	区分	帳簿等	保存期間 (期間)	規定整備
1 管理運営関係	(1)～(5) (省略)	(省略)	1 管理運営関係	(1)～(5) (現行のとおり)	(現行のとおり)	
	(6) 苦情受付記録簿	永久		(6) 苦情受付記録簿	5年	
	(7) 事故記録簿	永久		(7) 事故記録簿	5年	
	(8)～(10) (省略)	(省略)		(8)～(10) (現行のとおり)	(現行のとおり)	
2 児童関係	(1)、(2) (省略)	(省略)	2 児童関係	(1)、(2) (現行のとおり)	(現行のとおり)	
	(3) 入退所関係書類	5年		(3) 支給認定申請関係	5年	

	(4) (省略)	(省略)		(4) (現行のとおり)	(現行のとおり)
	(5) 保育の計画			(5) 保育の計画	
	ア (省略)	(省略)		ア (現行のとおり)	(現行のとおり)
	イ <u>年間指導計画</u>	5年		イ <u>長期指導計画(年・期・月)</u>	5年
	ウ <u>月間指導計画</u>	5年		ウ <u>短期指導計画(週・日)</u>	5年
	エ <u>週案</u>	6年		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	オ 保育所児童保育要録	6年		エ 保育所児童保育要録	6年
	(6)～(10) (省略)	(省略)		(6)～(10) (現行のとおり)	(現行のとおり)
3 給食関係	(1)～(7) (省略)	(省略)	3 給食関係	(1)～(7) (現行のとおり)	(現行のとおり)
4 職員関係	(1)～(18) (省略)	(省略)	4 職員関係	(1)～(18) (現行のとおり)	(現行のとおり)
5 防災関係	(1)～(4) (省略)	(省略)	5 防災関係	(1)～(4) (現行のとおり)	(現行のとおり)
6 経理関係	(1)～(20) (省略)	(省略)	6 経理関係	(1)～(20) (現行のとおり)	(現行のとおり)